

株 主 各 位

東京都港区南麻布三丁目20番1号  
**株式会社ユビテック**  
代表取締役社長 大内 雅 雄

## 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年9月26日（月曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使の場合〕

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において2022年9月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、次頁【議決権行使等についてのご案内】(5) インターネットによる議決権行使のご案内を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月27日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー 5階  
浜松町コンベンションホール 大ホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第46期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

### 4. 議決権の行使等についてのご案内

（次頁【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。） 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 【議決権行使等についてのご案内】

- (1) 代理人によるご出席の場合  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する場合の周知方法  
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.ubiteq.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによる議決権行使のご案内
  - ①パソコンによる方法  
議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。  
株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
  - ②スマートフォンによる方法  
議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）  
セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。  
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記(5)①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェアップの登録商標です。
  - ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。
  - ④招集ご通知の受領方法について  
ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。  
（携帯電話ではお手続きできません。）

以 上

システム等に関するお問合せ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

# 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

#### ① 当連結会計年度の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の普及により経済活動は徐々に再開され、企業収益や設備投資は持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化や原油価格および原材料価格の高騰に急激な円安の進行も加わり、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは当連結会計年度を初年度とする4カ年の中期経営計画「ユビテック4.0」を策定いたしました。本中期経営計画ではIoTテクノロジー×AI・データ活用＋外部サービス連携でお客様の企業経営と生活を支え、新たな社会常識を創造するイノベーションカンパニーへの成長を目指すことを経営ビジョンとして掲げており、顧客ニーズと社会変化に対応してサービスの価値創造を続ける、持続的かつ可変的なビジネスモデルへと変革すべく、各種施策に取り組んでおります。

当連結会計年度における主な活動といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を徹底しつつ、カーシェア車載機の後継機の開発に着手したほか、安全見守りサービス「Work Mate」および製品不良改善サービス「D-COLLECT」のブラッシュアップ、スマート工場EXPOやオンライン展示会への出展、WEBマーケティングおよびウェビナーなどによる情報発信を通じて、新規顧客の獲得に向けたプロモーション活動に積極的に取り組んでおり、「Work Mate」につきましては、日本製紙株式会社に採用されるなど、工場・建設現場を中心に導入件数は増加しており業績に寄与しております。加えて、中期経営計画で新たに注力分野として位置付けたモビリティ事業およびエネルギー事業におけるビジネス開発を推進することを目的とした新規事業開発部を新設し、オリックスグループとも連携しながら新たなビジネスチャンスの創出に向けた取り組みを開始しております。なお、カーシェア車載機の後継機につきましては、第3四半期に開発が完了し、新型車載機として製品出荷を開始しました。また白ナンバー事業者を対象とするアルコール検知義務化に伴い、新たに安全運転管理を包括的に実現するクラウド型安全運転支援サービス「D-Drive」の開発に着手しており、次年度からのサービス開始に向けて準備を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,170百万円（前年同期比9.3%減少）、営業損失は207百万円（前年同期は営業損失138百万円）、経常損失は206百万円（前年同期は経常損失137百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は210百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失449百万円）となりました。

## ② セグメント別の概況

### I o T事業

I o T事業は、前年第2四半期からのテレマティクス車載機出荷停止の影響により、第3四半期までは前年同四半期比で減収となっておりますが、カーシェア車載機の受注が増加したことに加え、Work Mateにつきましても積極的なプロモーション効果などにより導入件数が大きく伸長したことから、売上高は増収に転じ、損失幅も前年同期より縮小しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は514百万円（前年同期比6.4%増加）、セグメント損失は9百万円（前年同期はセグメント損失23百万円）となりました。

### 製造受託事業

製造受託事業は、新規の受託開発案件を獲得しましたが、年間を通して紙幣鑑別センサモジュールの受注が減少したことおよび原材料価格高騰に伴う製造コスト上昇の影響を受けたことにより、売上高、セグメント利益とも前年同期比で減収減益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は392百万円（前年同期比18.4%減少）、セグメント利益は24百万円（前年同期比65.8%減少）となりました。

### 開発受託事業

開発受託事業は、子会社のユビテックソリューションズにおいて、新規やスポット案件を獲得しましたが、既存の開発案件縮小の影響をカバーするまでには至らず、売上高は減収、利益面においても前年同期を下回り、セグメント損失を計上することとなりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は263百万円（前年同期比19.1%減少）、セグメント損失は27百万円（前年同期はセグメント利益2百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産を含む）は99百万円で、主にIoT事業で使用するハードウェアおよびソフトウェア等に投資しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループでは、2022年6月期を初年度とする4カ年の中期経営計画を策定しており、その目標達成に向けて、次の事項を特に重点的に取り組むべき課題としております。

#### ① 経営資源の効率的な活用と技術の融合

当社グループは、IoTサービス、IoTにおけるハードウェア製品およびサーバーアプリケーション、IoTプラットフォームの開発、IoTインフラの構築・運用サービス等を行うIoT事業、AIを活用したデータ分析事業、ATMなどの産業用機器で使用されている電子機器製品の設計・製造を行う製造受託事業、ソフトウェアの受託開発を行う開発受託事業を営んでおり、少数精鋭の体制で広範な事業を展開していることから、経営資源を可能な限り効率的に活用することが重要であると考えております。

また、ソフトウェア・ハードウェア・ネットワーク技術の融合であるIoT事業を行うためには、事業領域を横断する技術者の交流や知識の共有が欠かせないと考えており、これをさらに加速させるための施策を実施してまいります。

#### ② 安全と高品質を徹底したものづくり体制の構築

当社グループは、機能安全性に関する適切なリスクアセスメントと、早期に情報エスカレーションを図るルール整備を実行し、開発・運用の各段階で実行力ある管理体制を再構築することで、製品品質・安全性の向上を図ってまいります。

#### ③ オリックスグループシナジーを最大化し、事業ポートフォリオを再構築

オリックスグループの事業基盤、顧客基盤を最大限に活かした新たな事業運営への転換を図り、具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進してまいります。

##### ・データ価値創造によるBtoBサービスの展開

安全見守りサービス「Work Mate」の訴求力を有するサービス（AI・データ活用と外部サービスとの連携により顧客の付加価値を向上させるサービス）をオリックスグループとの連携による加速度的な顧客獲得により、事業伸長を図ってまいります。

##### ・モビリティ、エネルギー事業における新たなビジネス開発

モビリティ事業については新型車載機やスマートシティ向けMaaS（Mobility As a Service）の実証や開発およびクラウド型安全運転支援サービス「D-Drive」の展開を行い、またエネルギー事業については再生可能エネルギーの地産地消やVPP（Virtual Power Plant）、DR（Demand Response）、PPA（Power Purchase Agreement）のシステム基盤の確立や補完に加え、両事業の共通領域であるEV充電のRE100化のシステム開発など、オリックスグループが強みを持つモビリティ、再生可能エネルギーの分野でも新たなビジネスチャンスの創出に

積極的に取り組んでまいります。

・営業力、マーケティング力、外部発信力の強化

オリックスグループの営業基盤との連携およびデジタルマーケティングやインバウンド営業を積極的に推進し、社会、顧客ニーズの適切な把握と加速度的な販売拡大、社会認知度の向上を図ってまいります。

④ 自社製品開発による技術開発力の強化

当社グループは、ソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの各分野での確かな技術力をもとに、お客様毎の細やかなニーズに対応する開発業務を主たる事業としており、継続的な企業価値の向上には、お客様の期待を上回る価値を提供し続ける必要があると考えております。そのためには、お客様の課題を抽出する能力、課題解決に向けた提案力とそれを裏付ける技術力が不可欠です。当社グループは、より高い技術開発目標を掲げることでこれらの能力を向上させるべく、保有技術を活かせる分野での新たな自社製品開発にも積極的に取り組んでまいります。

#### (4) 財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 43 期 2019年 6 月期	第 44 期 2020年 6 月期	第 45 期 2021年 6 月期	第 46 期 (当連結会計年度) 2022年 6 月期
売 上 高 (百万円)	1,876	1,764	1,291	1,170
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	132	52	△137	△206
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	88	39	△449	△210
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	6.04	2.71	△30.60	△14.23
総 資 産 (百万円)	3,633	3,649	3,152	2,929
純 資 産 (百万円)	3,310	3,311	2,867	2,656

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定において、第43期、第44期および第45期については株式付与ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 43 期 2019年 6 月期	第 44 期 2020年 6 月期	第 45 期 2021年 6 月期	第 46 期 (当事業年度) 2022年 6 月期
売 上 高 (百万円)	1,375	1,326	982	910
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	85	18	△143	△197
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	59	17	△452	△199
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	4.04	1.19	△30.81	△13.51
総 資 産 (百万円)	3,266	3,264	2,781	2,571
純 資 産 (百万円)	2,996	2,973	2,526	2,326

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定において、第43期、第44期および第45期については株式付与ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

会社名	親会社が有する当社株式の数 (株)	出資比率 (%)	関係内容
オリックス(株)	8,527,200	57.64	親会社

### ② 子会社の状況

名称	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合
(株)ユビテックソリューションズ	50百万円	開発受託事業	95.0%

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社1社で構成されており、主な事業区分と事業内容および主要な子会社との関連は次のとおりであります。

事業区分	事業内容	主要な子会社
I o T事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ I o Tサービス</li><li>・ I o Tにおけるセンサ搭載通信端末機器のハードウェア製品（テレマティクス、カーシェアリング車載機等）の開発・生産</li><li>・ サーバーアプリケーション開発</li><li>・ W e bアプリケーション開発</li><li>・ I o Tプラットフォーム製品の開発・生産</li><li>・ I o Tインフラの構築・運用サービス</li></ul>	—
製造受託事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ A T M（オートテラマシーン）に内蔵されている主要モジュールシステムの開発・生産</li><li>・ 通信アミューズメント機器の開発・生産</li></ul>	—
開発受託事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組み込み型ソフトウェアの受託開発</li><li>・ システム開発等の人材派遣</li></ul>	(株)ユビテックソリューションズ

## (7) 主要な営業所および子会社

- ① 本社 (東京都港区)
- ② 株式会社ユビテックソリューションズ (東京都港区)



## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
80名	2名減

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	43名	41.6歳	9.8年
女 性	11名	42.7歳	9.6年
合計または平均	54名	41.8歳	9.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には㈱ユビテックソリューションズからの出向者3名を含んでおります。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 52,000,000株 |
| ② 発行済株式総数  | 14,791,600株 |
| ③ 株 主 数    | 3,374名      |
| ④ 大 株 主    |             |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
オ リ ッ ク ス (株)	8,527,200	57.64
日 本 証 券 金 融 (株)	532,500	3.60
糸 谷 輝 夫	423,700	2.86
㈱ S B I ネ オ ト レ ー ド 証 券	353,200	2.38
後 和 信 英	288,600	1.95
叶 統 菁	191,000	1.29
上 田 八 木 短 資 (株)	146,200	0.98
市 嶋 朋 子	111,100	0.75
梶 川 悦 子	105,600	0.71
㈱ オ サ ム シ	102,000	0.68

## (2) 新株予約権等に関する事項

事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の概要

発行決議の日	2012年9月6日	2012年9月6日	2012年9月6日
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	社外取締役 6,000株	社外取締役 3,200株	社外取締役 2,800株
	監査役 —	監査役 —	監査役 —
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権を有する者の人数	取締役 0名	取締役 0名	取締役 0名
	社外 1名	社外 1名	社外 1名
	取締役 0名	取締役 0名	取締役 0名
	監査役 0名	監査役 0名	監査役 0名
権利行使期間	2014年10月1日～ 2022年8月31日	2016年10月1日～ 2022年8月31日	2018年10月1日～ 2022年8月31日

(注) 2013年8月23日開催の取締役会決議に基づき、2014年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割しております。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役に関する事項（2022年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役副社長	大 内 雅 雄 前 川 淳	(株)エビテックソリューションズ 代表取締役社長 営業部長 広報マーケティング室長
取 締 役	江 崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセン ター 副理事長 公益財団法人電気電子情報学術振興財団 理事 アルテリアネットワークス(株) 社外取締役 特定非営利活動法人日本データセンター協会 副理事長 公益財団法人KDDI財団 理事 一般社団法人IPTVフォーラム 理事長 デジタル庁 Chief Architect
取 締 役	中 澤 仁	慶應義塾大学環境情報学部 教授
取 締 役	高 橋 英 丈	オリックス(株) 常務執行役 環境エネルギー本部長
取 締 役	上 谷 内 祐 二	ORIX Corporation UK Limited 取締役 オリックス(株) グループ執行役員 オリックス自動車(株) 代表取締役社長
常 勤 監 査 役 監 査 役 監 査 役	片 野 一 宏 津 谷 忠 男 大 月 将 幸	(株)NHKエンタープライズ 社外監査役

- (注) 1. 取締役 江崎浩および中澤仁は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たす一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 津谷忠男および大月将幸は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たす一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 津谷忠男は公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 大月将幸は公認会計士および弁護士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社が定款に基づき社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。  
社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役および監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金120万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、限度額を超える部分について責任を負わない。
6. 取締役 松田和宏（広報マーケティング室長）は2022年1月31日をもって辞任により退任しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。決定方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、2004年9月16日開催の定時株主総会における決議により、報酬年額500,000千円の限度内において、各職責を踏まえた適正な水準とすることと定めております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役割および貢献度並びに業績等を総合的に勘案して決定するものと定めております。報酬額については株主総会にて決議された報酬総額の限度内において2021年9月22日開催の取締役会の決議により代表取締役社長大内雅雄に決定を一任しております。また、代表取締役大内雅雄に委任した理由につきましては、代表取締役として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や貢献度の評価を行うには最も適していると判断していることによります。

取締役会としても、代表取締役による当該決定は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や貢献度を適切に評価してなされたものと考えことから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	28,618 (4,800)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,296 (4,800)
合計	8名	38,914

- (注) 1. 取締役、監査役に対する報酬限度額は、2004年9月16日開催の定時株主総会における決議により、取締役年額500,000千円以内、監査役年額100,000千円以内と定められております。なお、上記決議時において、取締役の人数は5名、監査役の人数は2名でありました。
2. 当事業年度末現在の人員は取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が2名在任しているためであります。また、2022年1月31日をもって辞任した取締役1名の報酬を含んでおります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### 1) 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	江崎 浩	東京大学大学院	業務執行者	営業上の取引関係
		一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター	業務執行者	取引関係なし
		特定非営利活動法人日本データセンター協会	業務執行者	取引関係なし
		公益財団法人電気電子情報学術振興財団	業務執行者	取引関係なし
		アルテリアネットワークス(株)	社外取締役	取引関係なし
		公益財団法人KDDI財団	業務執行者	取引関係なし
		一般社団法人IPTVフォーラム	業務執行者	取引関係なし
		デジタル庁	業務執行者	取引関係なし
取締役	中澤 仁	慶應義塾大学	業務執行者	取引関係なし
監査役	大月 将幸	株式会社NHKエンタープライズ	社外監査役	取引関係なし

### 2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	江崎 浩	当該事業年度開催の取締役会の7回中6回に出席し、東京大学大学院教授として当社事業の柱ともいえるIoTソリューションに対応した製品の企画開発において、情報技術の専門家としての視点から、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	中澤 仁	当該事業年度開催の取締役会の7回中全回に出席し、慶應義塾大学教授として当社事業の柱ともいえるIoTソリューションに対応した製品の企画開発において、情報技術の専門家としての視点から、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	津谷 忠男	当該事業年度開催の取締役会の7回中全回および監査役会13回中全回に出席し、公認会計士および税理士である上、長年に渡り経営全般に携わった経歴を生かし、当社の企業統治体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	大月 将幸	当該事業年度開催の取締役会の7回中全回および監査役会13回中全回に出席し、弁護士および公認会計士である上、社外監査役として監査業務に携わった経歴を生かし、当社の企業統治体制の構築・維持についての発言を行っております。

### 3) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額 (千円)	親会社または子会社からの役員報酬等(千円)
社外役員の報酬等の総額	4名	9,600	—

(注) 当事業年度末現在の人員は社外取締役2名、社外監査役2名であります。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 監査法人の名称  
有限責任 あずさ監査法人
- ② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,000千円  
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記②の金額はこれらの合計額を記載しております。
- ③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に  
支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円
- ④ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
会計監査人が提出した監査計画における監査方法および監査内容の適切性を確認し、過年度の監査実績、計画実績対比、監査遂行状況の検討を行った結果、全員一致で報酬額は妥当と判断し、同意いたしました。
- ⑤ 非監査業務の内容  
当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により、監査役会が当該会計監査人を解任します。

### 3. 会社の体制および方針

#### 業務の適正を確保するための体制および方針

当社が、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）の整備について、2006年5月9日の取締役会において決議し、その整備状況にあわせて修正を行い2015年5月29日の取締役会において決議した内容は下記のとおりであります。

#### (1) 株式会社ユビテック内部統制基本方針

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
企業行動憲章を、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝える

ことにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、グループ管理部および内部監査チームにおいてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等も行う。企業活動においては公正を常とし、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を行わない。内部監査チームは、コンプライアンスの状況を監査し、問題があれば都度、取締役会および監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてオリックスグループ コンプライアンス・ヘルプラインを利用するものとする。

② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、担当部署の取締役が、自らのリスク管理責任を負うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社の対応は代表取締役のもとグループ管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成のために各部門が実施すべき具体的な目標および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。そして、ITを活用しその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、グループ管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。また、親会社であるオリックス㈱のグループガバナンスの諸規則に基づき当社グループにおける法令遵守を徹底させる「コンプライアンス基本規則」および「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、これにより全社的なコンプライアンス意識強化を図っている。尚、グループ間取引については、法令に従い適正に行われるよう管理する。

⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務の実効性を確保するために、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役は内部監査チーム所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して監査役に報告を行うが、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないものとする。監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、これを確保する。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、オリックグループ コンプライアンス・ヘルプラインへの通報状況およびその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、都度、業務執行会議で常勤監査役に報告することとする。

- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からのヒヤリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

- (2) 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備について

株式会社ユビテック内部統制基本方針の「① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に、反社会的勢力に関与しない旨を定めるとともに、株式会社ユビテック「企業行動憲章」の「2 公正な企業活動」において、「法令・社内外のルールを順守し、社会正義に合致した、公正、透明、自由かつ適切な競争と取引を行い、社会から批判を浴びる反社会的な者や団体への関与を永遠に排除します。」と定めております。

この企業行動憲章につきましては、自社ホームページに掲載し広く社内外にもご理解いただけるように宣言しております。

- (3) 内部統制システムの運用状況の概要

当社では株式会社ユビテック内部統制基本方針に基づく内部統制の整備について、各部署において定期的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制の整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 企業行動憲章を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底している。
  - 2) 社外取締役を選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化している。
  - 3) 監査役および監査役会による監査等が実施されている。
- ② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、社長決裁についても、担当部署により永久保存されている。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 取締役が日常的に情報収集を行い、定期的開催される業務執行会議において重要リスクを特定し、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制



- 1) 取締役会が設定した全社目標をもとに各部門目標を設定し、全社への目標の浸透を図っている。
  - 2) 計画の進捗状況を把握するためITシステムの整備等により意思決定の迅速化を図っている。
  - 3) 事業計画を策定し、月次決算においてその状況を確認・検証の上、対策を立案・実行している。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
事業に関して責任を負う取締役が日々の業務を通じて啓発活動を行っている。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査チーム所属の職員は取締役等の指揮命令を受けることなく監査役職務を補助している。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制  
取締役および使用人は、監査役も出席する業務執行会議において業務の運営や課題等について適宜報告している。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役が、監査役会主催の定例報告会において定期的に意見交換をしている。
  - 2) 内部監査チーム所属の職員が、毎月の定期連絡会において適宜報告をしている。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を、1株当たり当期純利益又は当期純損失については四捨五入、それ以外については切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,694,063	流動負債	256,815
現金及び預金	2,218,039	買掛金	103,642
受取手形、売掛金及び契約資産	368,012	電子記録債務	55,340
製 品	13,202	未払金	33,017
仕 掛 品	140	未払法人税等	6,567
原材料及び貯蔵品	67,144	賞与引当金	1,199
そ の 他	27,525	そ の 他	57,048
固定資産	235,251	固定負債	16,190
有形固定資産	113,442	退職給付に係る負債	15,816
建物及び構築物	67,668	繰延税金負債	373
減価償却累計額	△31,222	負債合計	273,005
工具、器具及び備品	293,223	(純資産の部)	
減価償却累計額	△216,226	株主資本	2,609,398
無形固定資産	89,206	資本金	941,473
そ の 他	89,206	資本剰余金	655,375
投資その他の資産	32,601	利益剰余金	1,012,549
そ の 他	32,601	新株予約権	14,876
		非支配株主持分	32,033
		純資産合計	2,656,308
資産合計	2,929,314	負債純資産合計	2,929,314

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,170,730
売上原価		957,361
売上総利益		213,368
販売費及び一般管理費		420,952
営業損失		207,583
営業外収益		
受取利息	51	
固定資産売却益	764	
生命保険配当金	392	
未払配当金除斥益	164	
その他	287	1,660
営業外費用		
為替差損	82	
固定資産除却損	18	
その他	1	103
経常損失		206,026
特別利益		
棚卸資産売却益	9,462	
在庫引取損失引当金戻入額	5,353	
受取保険金	5,000	19,815
特別損失		
製品自主回収関連損失	19,145	19,145
税金等調整前当期純損失		205,356
法人税、住民税及び事業税	2,470	
法人税等調整額	3,279	5,749
当期純損失		211,106
非支配株主に帰属する当期純損失		560
親会社株主に帰属する当期純損失		210,545

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2021年7月1日残高	941,473	655,375	1,222,725	2,819,575
会計方針の変更による累積的影響額			369	369
会計方針の変更を反映した 2021年7月1日残高	941,473	655,375	1,223,095	2,819,944
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失			△210,545	△210,545
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△210,545	△210,545
2022年6月30日残高	941,473	655,375	1,012,549	2,609,398

	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
2021年7月1日残高	14,876	32,594	2,867,045
会計方針の変更による累積的影響額			369
会計方針の変更を反映した 2021年7月1日残高	14,876	32,594	2,867,414
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失			△210,545
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)		△560	△560
連結会計年度中の変動額合計	—	△560	△211,106
2022年6月30日残高	14,876	32,033	2,656,308

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### 1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ユビテックソリューションズ

#### 2 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ① 製品・原材料

総平均法

###### ② 仕掛品

個別法

###### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

連結子会社については従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 収益及び費用の計上基準

###### ・ I o T 事業

I o T 事業は、センサ搭載通信端末機器のハードウェア製品（カーシェアリング車載機等）及びサーバアプリケーション、Webアプリケーション開発及び I o T プラットフォーム製品、I o T インフラの構築・運用サービス等、これらハードウェア・ソフトウェア・ネット

トワークを融合したソリューションの提供を行っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヵ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

- ・製造受託事業

製造受託事業は、ATM（オートテラーマシン）に内蔵されている主要モジュールシステム及び通信アミューズメント機器の開発・生産を行っております。当該履行義務は顧客が検収をした一時点において充足されると判断し、検収時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

- ・開発受託事業

開発受託事業は、組込み型ソフトウェアの受託開発及びシステム開発等の人材派遣を行っております。組込み型ソフトウェアの受託開発については、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

人材派遣については、当該履行義務は契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヵ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。当社は従来採用していた退職一時金制度及び適格退職年金制度を2005年3月31日に廃止し、その時点における要支給額を将来の退職事由に応じて支払うことを従業員と同意しました。株式会社ユビテックソリューションズは従来採用していた退職一時金制度及び適格退職年金制度を2010年11月30日に廃止し、その時点における要支給額を支払うことを従業員と同意いたしました。このため廃止日時点の要支給額を基に退職給付に係る債務を計上しております。

#### (6) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生日の費用として処理しております。

### 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識に関する会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・請負契約の進捗部分について、従来、成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を、その他の請負契約には検収基準を適用していましたが、当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、少額又は期間がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,050千円、売上原価は8,588千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ462千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は369千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 112,688千円(うち、Work Mateサービスに係る資産グループ45,538千円)

無形固定資産 89,206千円(うち、Work Mateサービスに係る資産グループ55,648千円)

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社グループは事業の区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行い減損の兆候を判定いたします。また、当社グループの本社管理部門等に係る資産は、共用資産としてより大きな単位にて資産のグルーピングを行い減損の兆候を判定いたします。

兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定され

た場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上しております。減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や経営環境の状況などを基礎とした、当社が利用可能な情報に基づいて予測した将来キャッシュ・フローをもとに判定を行っております。

当連結会計年度において、セグメント上 I o T 事業に区分される Work Mate サービスは新規の安全衛生見守りサービスとして顧客を獲得中であり、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判定しております。また、共用資産については、テレマティクス車載機の新規取引停止や、新型コロナウイルス感染症拡大によるカラオケ機器の需要減等による売上高の大幅な減少等により、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。このため、当連結会計年度においてこれらの資産グループについて、それぞれ減損損失の認識の要否の判定をしておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

#### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主な仮定は、経営者の承認を得た事業計画を基礎として将来の収益、成長率を算定し、主要な資産の耐用年数を見積り期間としております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、今後の拡大状況もしくは収束時期、それに伴う経済環境への影響などを正確に予測することは困難な状況ではありますが、翌連結会計年度においても一定期間影響が続くとの仮定のもと会計処理に反映しております。

#### ③ 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識の判定に当たっては、将来の収益等を慎重に検討しておりますが、事業計画の変更や経営環境の変化、新型コロナウイルス感染症の影響等によって不確実性が増した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	14,791,600	—	—	14,791,600

### 2 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社 (親会社)	2012年9月6日付与 ストックオプションとして の新株予約権	普通株式	—	—	—	14,876
合計		—	—	—	—	14,876

## 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、運転資金が手元現金で賄えない場合については銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に基づき、各種調査機関等を活用した定期的な与信管理を実施しリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、6ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金、売掛金、買掛金、電子記録債務、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### 3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

すべて短期で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	I o T事業	製造受託事業	開発受託事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	114,601	374,197	—	488,799
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	400,024	18,218	263,688	681,931
外部顧客への売上高	514,626	392,416	263,688	1,170,730

### 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 2 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度(期末)
顧客との契約から生じた債権	223,815	332,916
契約資産	25,380	35,096
契約負債	10,775	20,714

契約資産は、主に請負契約等を締結している製品又はサービスについて、期末日時点で一部又は全部の履行義務を充足しているが、顧客に請求していない対価であります。契約資産は、対価を受取る権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は請負契約等に基づく履行に先立ち受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債は、連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は6,581千円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は9,900千円であり、当該取引価格はI o T事業の車載機ビジネスに係るものであります。当該取引は契約の履行に応じ、今後概ね3年以内に収益認識される予定です。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

## ストック・オプション等に関する注記

### 1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) スtock・オプションの内容

	2013年6月期	2013年6月期	2013年6月期
付与対象者の区分別人数	取締役8名 監査役3名	取締役8名 監査役3名	取締役8名 監査役3名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 147,200株	普通株式 74,000株	普通株式 72,800株
付与日 (取締役会決議日)	2012年 9月6日	2012年 9月6日	2012年 9月6日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	2012年9月6日～ 2014年9月30日	2012年9月6日～ 2016年9月30日	2012年9月6日～ 2018年9月30日
権利行使期間	2014年10月1日～ 2022年8月31日	2016年10月1日～ 2022年8月31日	2018年10月1日～ 2022年8月31日

(注)1 株式数に換算して記載しております。なお、2014年1月1日付で普通株式1株を100株に分割しており、株式数につきましては、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)まで継続して、当社及び連結子会社または関係会社の取締役、監査役、または使用人としての地位を有していなければならないものとしております。

#### (2) スtock・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

##### ① スtock・オプションの数

	2013年 6月期	2013年 6月期	2013年 6月期
付与日 (取締役会決議日)	2012年 9月6日	2012年 9月6日	2012年 9月6日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末残	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
当連結会計年度末残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末残	47,200	30,000	70,800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
当連結会計年度末残	47,200	30,000	70,800

(注) 2014年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数で記載しております。

## ② 単価情報

	2013年 6月期	2013年 6月期	2013年 6月期
権利行使価格(円)	290	290	290
権利行使時の平均株価(円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	96	100	104

(注) 2014年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の権利行使価格及び公正な評価単価で記載しております。

### 2 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 176円41銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 2,656,308千円

純資産の部の合計額から控除する金額 46,910千円

(うち新株予約権) (14,876千円)

(うち非支配株主持分) (32,033千円)

普通株式に係る期末の純資産額 2,609,398千円

普通株式の発行済株式数 14,791,600株

普通株式の自己株式数 一株

1株当たり純資産額の算定に  
用いられた期末の普通株式の数 14,791,600株

1株当たり当期純損失 14円23銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純損失 210,545千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する  
当期純損失 210,545千円

普通株式の期中平均株式数 14,791,600株

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,023,790	流動負債	232,129
現金及び預金	1,600,317	買掛金	94,285
受取手形、売掛金及び契約資産	322,333	電子記録債務	55,340
製品	13,202	未払金	31,613
仕掛品	140	未払費用	5,036
原材料費及び貯蔵品	61,762	未払法人税等	6,387
前払費用	17,894	預り金	3,606
その他	8,139	その他	35,861
固定資産	547,517	固定負債	12,375
有形固定資産	112,688	退職給付引当金	12,001
建物	67,668	繰延税金負債	373
減価償却累計額	△31,222	負債合計	244,505
工具、器具及び備品	287,761	(純資産の部)	
減価償却累計額	△211,518	株主資本	2,311,927
無形固定資産	89,206	資本金	941,473
ソフトウェア	87,021	資本剰余金	655,375
その他	2,185	資本準備金	655,375
投資その他の資産	345,622	利益剰余金	715,077
関係会社株式	313,500	その他利益剰余金	715,077
敷金及び保証金	31,935	繰越利益剰余金	715,077
その他	186	新株予約権	14,876
資産合計	2,571,308	純資産合計	2,326,803
		負債純資産合計	2,571,308

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	910,215
売 上 原 価	751,137
売 上 総 利 益	159,077
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	359,502
営 業 損 失	200,425
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	50
受 取 地 代 家 賃	19,667
受 取 賃 貸 料	1,618
受 取 手 数 料	1,106
そ の 他	680
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	82
地 代 家 賃	18,902
減 価 償 却 費	1,618
そ の 他	20
経 常 損 失	197,926
特 別 利 益	
在 庫 引 取 損 失 引 当 金 繰 入 額	5,353
受 取 保 険 金	5,000
棚 卸 資 産 売 却 益	9,462
特 別 損 失	
製 品 自 主 回 収 関 連 損 失	19,145
税 引 前 当 期 純 損 失	197,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,290
法 人 税 等 調 整 額	350
当 期 純 損 失	199,897

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	941,473	655,375	655,375	914,610	914,610	2,511,460
会計方針の変更による 累積的影響額			—	364	364	364
会計方針の変更を反映 した当期首残高	941,473	655,375	655,375	914,975	914,975	2,511,824
事業年度中の変動額						
当期純損失			—	△199,897	△199,897	△199,897
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—		—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△199,897	△199,897	△199,897
当期末残高	941,473	655,375	655,375	715,077	715,077	2,311,927

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	14,876	2,526,336
会計方針の変更による 累積的影響額		364
会計方針の変更を反映 した当期首残高	14,876	2,526,701
事業年度中の変動額		
当期純損失		△199,897
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—
事業年度中の変動額合計	—	△199,897
当期末残高	14,876	2,326,803

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - ① 製品・原材料  
総平均法
  - ② 仕掛品  
個別法
  - ③ 貯蔵品  
最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3年～15年  
工具、器具及び備品 2年～20年
  - ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
4. 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。  
当社は従来採用していた退職一時金制度及び適格退職年金制度を2005年3月31日に廃止し、その時点における要支給額を将来の退職事由に応じて支払うことを従業員と同意しました。このため廃止日時点の要支給額を基に退職給付引当金を計上しております。



## 5. 収益及び費用の計上基準

### ・ I o T 事業

I o T 事業は、センサ搭載通信端末機器のハードウェア製品（カーシェアリング車載機等）及びサーバアプリケーション、Webアプリケーション開発及び I o T プラットフォーム製品、I o T インフラの構築・運用サービス等、これらハードウェア・ソフトウェア・ネットワークを融合したソリューションの提供を行っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各事業年度の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヵ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### ・ 製造受託事業

製造受託事業は、ATM（オートテラーマシン）に内蔵されている主要モジュールシステム及び通信アミューズメント機器の開発・生産を行っております。当該履行義務は顧客が検収をした一時点において充足されると判断し、検収時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね6ヵ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### ・ 開発受託事業

開発受託事業は、組込み型ソフトウェアの受託開発を行っております。組込み型ソフトウェアの受託開発については、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各事業年度の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヵ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 6. 消費税等の処理方法

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生年度の費用として処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識に関する会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・請負契約の進捗部分について、従来、成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を、その他の請負契約には検収基準を適用していましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、少額又は期間がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,832千円、売上原価は1,284千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ548千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は364千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 112,688千円 (うち、Work Mateサービスに係る資産グループ45,538千円)  
無形固定資産 89,206千円 (うち、Work Mateサービスに係る資産グループ55,648千円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表」(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	6,648千円
短期金銭債務	219千円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高は次のとおりであります。

営業取引（収入分）	6,562千円
営業取引（支出分）	973千円
営業取引以外の取引（収入分）	21,649千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	3,138千円
退職給付引当金	3,674千円
減価償却費	13,898千円
資産除去債務	7,624千円
税務上の繰越欠損金(注)	260,386千円
その他	2,927千円
繰延税金資産小計	291,650千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△260,386千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,264千円
評価性引当額小計	△291,650千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
その他	△373千円
繰延税金負債合計	△373千円
繰延税金負債の純額	△373千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	67,967	—	—	192,418	260,386
評価性引当額	—	—	△67,967	—	—	△192,418	△260,386
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

同一の親会社を持つ会社等

属性	会社名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を持つ会社	オリックス自動車㈱	—	有	車載機保守運用等	売上	325,779	売掛金	49,242
					製品自主回収関連損失	25,189	未払金	76

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件等は、当社の算定した金額に基づき交渉の上、決定しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	156円30銭
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額	2,326,803千円
純資産の部の合計額から控除する金額	14,876千円
(うち新株予約権)	(14,876千円)
普通株式に係る期末の純資産額	2,311,927千円
普通株式の発行済株式数	14,791,600株
普通株式の自己株式数	—株
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	14,791,600株
1株当たり当期純損失	13円51銭
(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	199,897千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失	199,897千円
普通株式の期中平均株式数	14,791,600株

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 8月22日

株式会社ユビテック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前 田 啓

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芦 川 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユビテックの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

株式会社ユビテック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芦川 弘  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユビテックの2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1、 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2、 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月22日

株式会社ユビテック 監査役会

常勤監査役

片野 一 宏 ㊞

監 査 役 (社外監査役)

津 谷 忠 男 ㊞

監 査 役 (社外監査役)

大 月 将 幸 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する 当社株式 の数
1	おおうち まさお 大内 雅雄 (1977年6月18日生)	2001年4月 ランドブレイン㈱ 入社 2005年10月 オリックス㈱ 入社 2011年11月 同社 環境エネルギー部 第一チーム長 2015年11月 同社 蓄電池事業部 営業第一チーム長 2016年4月 同社 電力事業部 ESCO第二チーム長 2018年1月 当社 出向 2018年3月 オリックス㈱ 電力事業第二部 2020年8月 当社 顧問 2020年9月 当社 代表取締役社長（現任） ㈱エビテックソリューションズ 代表取締役社長（現任）	-
2	まえかわ きよし 前川 淳 (1960年10月3日生)	1983年4月 オリエント・リース㈱（現オリックス㈱）入社 1995年9月 同社 山形支店長 2000年3月 同社 宇都宮支店長 2005年1月 オリックス北関東㈱ 出向 常務執行役員 2009年2月 オリックス㈱ 営業推進部長 2010年4月 同社 営業管理部長 2011年10月 オリックス資源循環㈱ 代表取締役社長 2015年10月 オリックス㈱ 環境エネルギー本部 業務管理部長 2016年9月 当社 取締役 2019年4月 オリックス・リニューアブルエナジー・マネジメント㈱ 代表取締役社長 2020年9月 当社 顧問 当社 取締役副社長 2021年4月 当社 取締役副社長 営業部長 2021年10月 当社 取締役副社長 営業部長 広報マーケティング室長（現任）	-

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する 当社株式 の 数
3	なかざわ じん 中 澤 仁 (1975年 5月21日生)	2003年 4月 日本学術振興会特別研究員 2003年 7月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研 究科 特別研究教員 専任講師 2004年10月 Georgia Institute of Technology 研 究員 2005年10月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研 究科 特別研究教員 講師 2008年 4月 慶應義塾大学環境情報学部 専任講師 2013年 4月 慶應義塾大学環境情報学部 准教授 2017年 9月 当社 取締役(現任) 2019年 4月 慶應義塾大学環境情報学部 教授(現 任)	-
4	✕ はやの じゅんいちろう 早 野 順 一 郎 (1955年 7月17日生)	1981年 4月 九州大学医学部精神身体医学講座研修 医 1984年 4月 名古屋市立大学 医学部第三内科学教 室 助手 1990年11月 米国Duke大学 行動医学研究所客員研 究員 1992年 4月 名古屋市立大学 医学部 講師 1999年 4月 同大学 医学部 助教授 2003年 4月 同大学 大学院・医学研究科 特任教授 2007年 1月 同大学 大学院・医学研究科 教授 2019年 4月 同大学 医薬学総合研究院 (医学) 教 授 2020年10月 株式会社ハートビートサイエンスラボ 代表取締役 兼 CEO (現任) 2021年 4月 名古屋市立大学 医薬学総合研究院 (医学) 名誉教授	-

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する 当社株式 の 数
5	たかひし ひでたけ 高橋 英 丈 (1971年1月13日生)	1993年4月 オリックス㈱ 入社 2010年2月 オリックス㈱ 投資銀行本部 事業投資第一グループ長 2010年6月 ㈱大京 執行役 グループ経営企画部 管掌 2011年9月 オリックス㈱ 事業投資本部 企画部長 2011年11月 同社 事業投資本部 事業開発部長 2014年1月 同社 環境エネルギー本部 事業開発部長 2015年9月 当社 取締役 2017年1月 オリックス㈱ 環境エネルギー本部 副本部長 2017年3月 同社 海外事業開発部長 2018年5月 ORIX Corporation UK Limited 取締役 (現任) 2020年1月 オリックス㈱ 執行役 環境エネルギー一本部長 2020年9月 当社 取締役 (現任) 2022年1月 オリックス㈱ 常務執行役 環境エネルギー一本部長 (現任)	-
6	かみやうち ゆうじ 上 谷 内 祐 二 (1965年12月5日生)	1988年4月 オリエント・リース㈱ (現オリックス㈱) 入社 2002年10月 同社 厚木支店長 2007年3月 同社 日本橋支店長 2009年3月 同社 札幌支店長 2011年3月 同社 北海道ブロック長 2012年3月 同社 統合北海道ブロック長 兼 オリックス自動車㈱ リース営業本部 北海道ブロック長 2014年7月 同社 国内営業統括本部 東京営業担当副担当 2015年6月 同社 東京営業本部副本部長 2016年1月 エヌエスリース㈱ 取締役社長 2017年1月 オリックス㈱ 東日本営業本部副本部長 2018年3月 同社 国内営業統括本部副本部長 兼 鉄鋼営業部長 2018年9月 同社 国内事業推進部長 2019年1月 同社 グループ執行役員 兼 オリックス自動車㈱ 代表取締役社長 (現任) 2020年9月 当社 取締役 (現任)	-

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者 中澤仁、早野順一郎は社外取締役候補者であり、当社は両氏を東京証券取引所が規定する要件を満たす一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 社外取締役候補者 中澤仁は2017年9月に当社取締役に就任以来、約5年間在任しております。同氏は当社や子会社およびそれらの役員との間に一切の人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。
4. 取締役候補者 前川淳は上記略歴のとおり、過去10年間に、当社の親会社であるオリックス㈱の子会社であるオリックス資源循環㈱、オリックス・リニューアブルエナジー・マネジメント㈱の代表取締役社長であったことがあります。
5. 取締役候補者 高橋英丈は2020年9月に当社取締役に就任以来、約2年間在任しており、当社の親会社であるオリックス㈱の常務執行役環境エネルギー本部長を兼務し、当社は同社との間に仕入れ等の取引関係があります。
6. 取締役候補者 上谷内祐二は2020年9月に当社取締役に就任以来、約2年間在任しており、当社の親会社であるオリックス㈱のグループ執行役員および子会社であるオリックス自動車㈱の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に仕入れ等の取引関係があります。
7. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
8. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割の概要、社外取締役としての適格性、および責任限定契約について

社外取締役の選任理由および期待される役割の概要について

①中澤仁につきましては慶應義塾大学教授として当社事業の柱ともいえるIoTソリューションに対応した製品の企画開発において、産学連携に向けた体制を整えるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②早野順一郎につきましては長年にわたり生体情報学の研究に従事し豊富な知見を有しており、当社製品の安全支援サービスにおいて、バイタルデータの高度活用による今後の付加価値向上と事業発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役としての適格性について

・中澤仁につきましては過去において会社経営に関与したことはありませんが、慶應義塾大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を当社の業務にいかしていただけると判断いたしました。

・早野順一郎につきましては会社経営に携わった経歴および名古屋市立大学名誉教授としての豊富な経験と幅広い見識を当社の業務にいかしていただけると判断いたしました。

社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任については、取締役および監査役職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金120万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として、限度額を超える部分について責任を負わない責任限定契約を締結しております。選任または再任された取締役との間で、当社は上記責任限定契約を締結または継続する予定であります。

以 上

